

平成29年10月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県環境影響評価審査会
会長 濱田 學昭

「(仮称) 海南・紀の川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境
の保全の見地からの意見について

平成29年9月1日付け環生第09010001号で照会があった標記について、別紙の
とおり和歌山県環境影響評価審査会の意見を回答します。

和歌山県環境影響評価審査会意見

1 総括的事項

(仮称)海南・紀の川風力発電事業について、本配慮書では、「事業性配慮(風況や社会インフラ整備状況)」、「規制配慮(法令等の制約)」及び「環境配慮(環境保全上留意が必要な場所の確認)」の3要件から風力発電機の設置予定範囲を設定し、具体的な施設の位置・規模又は配置・構造(以下「位置等」という。)を決めていくこととしている。

しかし、配慮書では使用する風力発電機の重要な諸元である音響パワーレベルなどが明らかではなく、配慮書段階において「環境配慮」を、十分検討しているとは判断できない。中でも、環境配慮における風力発電機から住宅等への離隔距離について、環境省報告書を引用しているが、その内容理解については重大な誤認があると考えられ、距離設定が適切であるとは判断できない。

速やかに、使用する風力発電機の具体的な諸元をできる限り明らかにした上で、住民意見や関係自治体からの意見を十分に勘案し位置等について検討を行うこと。重大な環境影響が避けられないと判断した場合には、対象事業実施区域の見直し及び基数や出力の削減を含む事業計画の全体的見直しを行うこと。

なお、見直しを行う場合には、その検討過程については方法書において明らかにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域及びその周辺には住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音による重大な環境影響が生じるおそれがある。

離隔距離については、県内の既設風力発電機についても十分に把握、精査した上で、詳細な調査予測を行い、専門家等からの助言を得ながら、影響を回避低減すること。

(2) 動物

本事業で使用予定の風力発電機は、国内ではまだ運用事例がない巨大なもので、基数も72基と大規模である。そのため、特に鳥類・ほ乳類全般に重大な影響を及ぼすおそれがある。このことなどから、詳細な調査予測を行い、専門家等からの助言を得ながら、影響を回避低減すること。

(3) 植物、生態系

生態系に対する基本的な認識に基づき、事業により直接改変が行われる地域のみではなく、その周辺地域についても重大な影響を受けるおそれがあることから、詳細な調査予測を行い、専門家等からの助言を得ながら、影響を回避低減すること。

(4) 景観

本事業は、稜線部分の景観を大きく変えるおそれがあるにもかかわらず、どのように景観を保全していくか、具体的な考えが示されていない。

なお、事業実施想定区域及びその周辺には、地域住民にとって愛着ある生石高原をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在しているので、当該地域において景観にはとりわけ重要な文化的価値がある。

方法書においては、景観をどのように保全していくのか、事業者としての考えを明らかにした上で、詳細な調査予測を行い、専門家等からの助言を得ながら、影響を回避低減すること。

なお、主要な眺望点だけでなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査及び予測を行うこと。

(5) その他

事業者は、地域住民の不安解消のため、配慮書段階の計画内容を事業実施面などで精査を行い、速やかに計画を詰めて、その内容について説明会を開催するなど積極的な対話に努めること。

なお、住民等への説明の際には、環境影響及び根拠となるデータ等について正確な情報をわかりやすく提供すること。